

## トキと共生する里地づくり取組地域の公募に係る選定の手順について

### 1. 「トキと共生する里地づくり取組地域選定委員会」による選定

環境省が設置する外部有識者を含む「トキと共生する里地づくり取組地域選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」及び「トキとの共生を目指す里地（B地域）」として提出された応募書類の内容を確認・審査し選定を行う。なお、選定委員会は非公開とする。

### 2. 応募書類の採点方法

(1) 選定委員会の各委員は、トキと共生する里地づくり取組地域の公募に係る採点基準及び採点表【別添 2】（以下、「採点表」という。）に基づき、応募のあった地域毎に以下の採点基準により採点を行う。

#### 【採点基準】

	①	②
・ A（良い）	10点	20点
・ B（やや良い）	7点	14点
・ C（普通）	5点	10点
・ D（やや悪い）	3点	6点
・ E（悪い）	0点	0点

①の採点基準については、②を除くすべてを対象とする。

②（ ）内の採点基準については、6（1）及び6（2）のみを対象とする。

(2) 「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」については、(1)の各委員の採点を応募者毎に合計した後、委員数で除して、小数第二位を四捨五入した平均点を求め、その点数を応募者の得点とし、応募者の得点及び選定委員会における総合的な判断により、3地域程度を選定する。

なお、選定基準の1及び4について、Eと評価した選定委員が存在する場合、2、3（1）、（2）、6（1）、（2）について、選定委員の過半数がD又はEと評価した場合など、総合的に判断して「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」として適当でない場合は、得点の順位によらず選定しない。

(3) (1)、(2)の採点結果等を取りまとめ、選定委員会において確認の上、選定委員長は、3地域程度を「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」として選定する。

(4) 「トキとの共生を目指す里地（B地域）」については、原則として、選定基準の1について、Eと評価した選定委員が存在する場合、3（1）、（2）、6（1）、

(2) について、選定委員の過半数がD又はEと評価した場合を除き、「トキとの共生を目指す里地（B地域）」として選定することとする。

(5) 「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」として応募があった地域のうち、選定されなかった地域について応募者の希望がある場合には、要件を満たすことを確認した上で、「トキとの共生を目指す里地（B地域）」として選定することができるものとする。